

いというのが拒否の理由であったが、與猶堂の側にも運用面の矛盾をそのまま祖法そのものの矛盾に短絡させている面がないわけではなく、それが逆に元老宿徳に自信をもたせる結果になったともいえる。

結—負制は李朝五百年に留まらず實は羅麗以來の朝鮮半島における土地制度の大綱であり、それだけに與猶堂の主張に對する壁は厚かったが、それは高宗朝及びそれ以後の外國の支配の時代に改めて問われることになる。

フラグ・ウルスの國制

——イスラム國家論に向けて——

本 田 實 信

西曆一二五八年フラグ・ハンはバグダードを攻略し、「信徒の長」のカリフ・ムスターシムを處刑してアッバース朝を滅ぼすと、イル・ハンの稱號を採り、西アジアの地に新しいモンゴル政權を樹立した。この政權は當時のペルシア語史料ではフラグ・ウルスと呼ばれている。ウルス (ulus) とはモンゴル語で「民、國」を意味する。フラグ・ウルスとは直譯すれば「フラグ國」である。ではこのフラグ・ウルス (一二五八—一三三六) とはどのような國であつたのか、いかなる國家構造を有つていたのであろうか。

フラグ・ウルスでは當初モンゴル至上主義を採用し、チンギス・ハンの法が最高の統治原理であり、イスラム教徒にコブチュルとい

う人頭税を課したが、一三世紀末年第七代イル・ハンのガザン・ハンは自らイスラムに改宗し、諸々の改革を斷行してフラグ・ウルスのイスラム國家としての再編成を企てた。

ガザン・ハン以後のフラグ・ウルスの統治機構を究明する絶好のペルシア語史料として、ムハンマド・ナフチェヴァーニーの『書記規範』(Dastur al-Katib) という文書集がある。「書記の太陽」と呼ばれたナフチェヴァーニー編纂の本書が完成したのは一三六六年であり、彼はこれをジャライル朝のスルタン・ウヴァイスに獻呈した。この『書記規範』に收められている任命書の分析により、先ず政權基盤の軍事を擔うモンゴル部族、財政の任に當るイラン官僚、一般人民の生活を指導するイスラム聖職者、この三つの支配層がモンゴルのハンの權威のもとに、「國家」機構の中に組みこまれたことを指摘したい。次にここから得られるフラグ・ウルスの「國家」像を、以前のセルジューク朝スルタンの「國家」、以後のサファヴィー朝シャアの「國家」と比較してみたい。